

みやぎの運河群連絡調整会議 実施要領

(目的)

第1 この要領は、みやぎの運河群連絡調整会議設置要綱第4条第2項に規定するみやぎの運河群連絡調整会議（以下「会議」という。）に召集する民間団体等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2 会議に召集する団体は、既に公募や推薦により選定された団体及び第6条に規定により選定した団体とする。

(民間団体等の会議への参加資格)

第3 会議へ参加を希望する民間団体等は、以下の要件をすべて満たしたものとする。

- (1) 会則や規約を持つ民間団体等
- (2) 平成24年4月以降に、みやぎの運河群（北上運河，東名運河，御舟入堀，新堀，木曳堀）での活動実績がある民間団体等。なお、活動とは以下の①～④に該当するもの。
 - ① 運河群の歴史を未来に繋ぐ活動
 - ② 防災・減災に向けた活動
 - ③ 環境保全等の活動
 - ④ 運河群を活用した地域活動
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること

(公募方法)

第4 事務局は、会議に参加を希望する民間団体等の公募方法について、みやぎの運河群連絡調整会議民間団体等公募要綱を定め、ホームページ上において通年で、公募を実施する。

(市町からの推薦方法)

第5 会議の構成機関である市町は、開催に参加する民間団体等の推薦について、随時、様式1により推薦することができる。

(会議に参加する民間団体等の選定)

第6 事務局は、原則、会議開催日の2か月前までに公募及び推薦を受け付けた団体について、参加団体を選定する。

(会議の脱退)

第7 会議からの脱退を希望する民間団体等は、事務局へ様式2の参加取下願もしくは文書により脱退の意思を示すことによって、会議を脱退することができる。

2 事務局は、既に選定された団体が、第3条の参加資格を満たしていないと判断できる場合、当該団体を会議から脱退させることができる。